

## 令和2年度事業（中間）評価結果一覧表（政策体系順）

No	政策_施策	事業名	部局名	課室名	開始年度	終了年度	令和元年度事業費(千円)	評価結果			
								必要性	有効性	効率性	総合評価
1	5 -	福祉サービス利用支援事業	健康福祉部	地域・家庭福祉課	2009	-	54,956	A	A	B	A
2	5 -	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	健康福祉部	地域・家庭福祉課	1953	-	155,839	B	A	C	B
3	5 -	生活困窮者自立支援事業	健康福祉部	地域・家庭福祉課	2015	-	11,399	B	C	B	B
4	5 -	福祉医療費等助成事業	健康福祉部	長寿社会課国保・医療指導室	1969	-	3,848,212	B	B	B	A
5	5 -	感染症患者入院治療費	健康福祉部	保健・疾病対策課	2000	-	3,748	A	B	B	A
6	5 -	難病等医療費助成事業	健康福祉部	保健・疾病対策課	1973	-	1,199,371	A	B	B	A
7	5 -	難病相談・生活支援事業	健康福祉部	保健・疾病対策課	2008	-	4,573	A	B	B	A
8	5 -	臓器移植推進事業	健康福祉部	保健・疾病対策課	1994	-	6,148	B	B	B	A
9	5 -	肝炎治療特別促進事業	健康福祉部	保健・疾病対策課	2008	-	61,021	A	B	B	A
10	5 -	精神科救急医療体制整備事業	健康福祉部	障害福祉課	2000	-	77,782	B	B	B	A
11	5 -	新興感染症対策事業	健康福祉部	保健・疾病対策課	2006	-	18,486	A	B	B	A
12	5 -	社会福祉協議会助成費	健康福祉部	地域・家庭福祉課	1969	-	42,568	B	A	B	A

事業コード	05060104		政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略					
事業名	福祉サービス利用支援事業		施策コード	06	施策名	その他施策					
			指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業					
部局名	健康福祉部	課室名	地域・家庭福祉課		班名	調整・地域福祉班	(tel) 1342	担当課長名	藤原 亨	担当者名	辻田朗子

**評価対象事業の内容**

<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>高齢化の進展にともない、在宅の単身高齢者等が認知症を患い、日常生活に支障を来す事例が増加している。高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、福祉サービスの適切な利用を支援するとともに、利用者の権利を擁護する必要がある。そのため、日常の金銭管理等を支援する日常生活自立支援事業と、サービスの適正執行を監視する運営適正化委員会設置運営事業を実施し、高齢者の地域での自立した生活を支援する。</p>	<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>高齢や障害等により判断能力が不十分な人が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの支援を受けながら地域で自立して生活することができる。また、日常生活に必要な福祉サービスの提供が適切になされているか、確認する仕組みが確立されている。</p> <p align="center">(重点施策推進方針との関係)      重点事業      その他事業</p>
	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体      社会福祉法人秋田県社会福祉協議会</p> <p>事業の対象者・団体      高齢又は障害により判断能力が不十分な人、その他の福祉サービス利用者</p> <p>達成のための手段</p> <p>利用者の意向を踏まえた支援計画を策定し、福祉サービスの利用手続き援助、日常的な金銭管理、通帳や印鑑の保管サービス等を行うとともに、当該サービスの適切な運営を確保するため、外部有識者からなる監視機関を設置する。また、福祉サービス利用者全般から苦情相談を受ける機関を設置し、福祉サービス全般の適切な提供の確保を図る。</p>
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>福祉サービスの利用の仕組みが、行政による「措置制度」から、利用者自らサービスを選択し、サービス提供者と契約を結んで利用する「利用制度」に転換した。また、急速に高齢化が進み在宅の単身高齢者などが増加しており、日常生活を営む上で様々な福祉サービスの利用が必要となっている。そのため、高齢者が適正な福祉サービスを受けられるよう、行政の適切な対応が求められている。</p>	
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象      受益者      一般県民 ( 時期: R02 年 03 月 )</p> <p>ニーズの変化の状況      a 増大した      b 変わらない      c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査      各種委員会及び審議会      ヒアリング      インターネット</p> <p>その他の手法      ( 具体的に 福祉生活サポートセンターへの相談内容及び件数 )</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>相談内容から、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用援助などに関するものが求められている。相談件数は高齢化の進展や、平成29年度に県内全ての市町村社会福祉協議会が福祉生活サポートセンターとして事業実施の窓口となったことに伴い、平成28年度の5,369件と比較して令和元年度の相談件数は10,294件と増大している。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等      継続      改善      見直しまたは廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>高齢者や障害等により判断能力に不安のある者の権利を擁護し、誰もが住み慣れた地域で可能な限り自立して生活できるよう、福祉サービスの利用支援等を行う事業であり、高齢化が進展している本県では、今後も事業ニーズの増加が見込まれる。よって、より一層事業の推進に努める必要がある。</p> <p>評価に対する対応</p>

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)	
順位	事業内訳	左の説明	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画		
01	日常生活自立支援事業	県福祉生活サポートセンター運営費、市町村福祉サポートセンター委託費	46,342	47,741	57,543	57,543	57,543	57,543			
02	運営適正化委員会設置運営事業	運営適正化委員会運営費(運営監視小委員会及び苦情解決小委員会を含む)	7,058	7,215	7,508	7,508	7,508	7,508			
財源内訳											
	国庫補助金	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	53,400	54,956	65,051	65,051	65,051	65,051			
	県債		26,699	27,477	32,525	32,525	32,525	32,525			
	その他										
	一般財源		26,701	27,479	32,526	32,526	32,526	32,526			

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標	指標名	日常生活自立支援事業の利用者数							指標の種類
	指標式	日常生活自立支援事業の利用者数							成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当								
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度
	目標a	315	315	315					
	実績b	386	460						
	b/a	122.5%	146%	0%					
東北及び全国の状況		東北の平均利用者数：609人（平成30年度実績、東北6県＋仙台市の平均）							
データ等の出典		日常生活自立支援事業実施状況調査（全国社会福祉協議会）							
把握する時期		当該年度中 月 翌年度 11月 翌々年度 月							

指標	指標名								指標の種類
	指標式								成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当								
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度
	目標a								
	実績b								
	a/b								
東北及び全国の状況									
データ等の出典									
把握する時期		当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月							

指標を設定することができない場合の効果の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由  
 \_\_\_\_\_  
 見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)  
 \_\_\_\_\_

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性	a b c
	理由	高齢化が進み、判断能力が不十分で日常生活に支障を来す高齢者の増加が見込まれることから、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用を援助する体制の充実が求められている。
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c
	理由	平成29年度より全市町村の社会福祉協議会に設置している福祉生活サポートセンターへの相談件数は、基幹社協での7カ所のセンター設置時と比較して増大している。
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	a b c
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
理由	社会福祉法第81条、第83条に基づく事業であり、国庫補助事業の制度上、県が県社会福祉協議会へ補助することは妥当である。	

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているのかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額 〕 / 〔 平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 高齢化等に伴い相談や支援対象者の増加が見込まれる中、事業実施にあたり県社協並びに市町村社協において経費削減等に取り組んでいる。	B C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	高齢者や障害等により判断能力に不安のある県民の権利を擁護し、誰もが住み慣れた地域で可能な限り自立して生活できるよう、福祉サービスの利用支援等を行う事業であり、高齢化が進んでいる本県では、今後も事業ニーズの増加が見込まれる。よって、より一層事業の推進に努める必要がある。

2次評価		評価結果
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

事業コード	05060108		政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略					
事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付事業		施策コード	06	施策名	その他施策					
			指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業					
部局名	健康福祉部	課室名	地域・家庭福祉課		班名	家庭福祉班	(tel) 1344	担当課長名	藤原 亨	担当者名	渡部聡之

<b>評価対象事業の内容</b>											
1 - 1 . 事業実施当初の背景 ( 施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか )			3 . 事業目的 ( どういう状態にしたいのか )								
母子家庭等ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うこととなった直後から、その生活は大きく変化し、住居、収入、子どもの教育等の面で様々な困難に直面することとなる。 このため、母子家庭等ひとり親家庭の福祉の増進に向けて、生活の安定と向上のために必要な措置を講ずることを目的に、県が実施主体となって事業を行うものである。 ( 根拠法令：母子及び父子並びに寡婦福祉法 )			本貸付事業により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立や生活意欲の助長を図るとともに、あわせてその扶養している児童の修学の促進を図るなど、福祉を増進させる。  ( 重点施策推進方針との関係 )          重点事業          その他事業								
1 - 2 . 外部環境の変化及び事業推進上の課題			4 . 目的達成のための方法								
児童の高学歴化に伴い、貸付種別のうち特に修学関係の資金需要が増加してきている。また、子育てと仕事の両立と時間配分の難しさから、収入を優先して職業を選ぶことができず、償還が滞るケースが増加している。			事業の実施主体			県					
			事業の対象者・団体			母子家庭及び父子家庭並びに寡婦					
			達成のための手段								
			貸付金の種類に応じた限度額、利率、償還期間に基づいた償還計画等を審査のうえ貸付を行う。また、貸付後も母子・父子自立支援員、償還指導員等が相談に応じるとともに、経済的自立の助成と生活意欲の助長に向けた助言等を行う。								
2 . 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)			5 . 昨年度の評価結果等								
ニーズを把握した対象          受益者          一般県民 ( 時期：R02 年 04 月 ) ニーズの変化の状況          a 増大した    b 変わらない    c 減少した ニーズの把握の方法 アンケート調査    各種委員会及び審議会    ヒアリング    インターネット その他の手法    ( 具体的に 母子父子自立支援員及び償還指導員による相談活動報告 ) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容			継続			改善			見直しまたは休廃止		
各福祉事務所に配置している母子・父子自立支援員や、福祉事務所が設置されていない町村を管轄する地域振興局福祉環境部に配属されている償還指導員が、随時行っている相談指導において、母子父子寡婦福祉資金をはじめ、県の経済的な自立支援策に関する相談や要望が寄せられている。			評価の内容			( 一次評価結果 ) 母子父子寡婦貸付事業については、人口の減少に伴って貸付金の規模は縮小している。しかしながら、ひとり親家庭における経済的な問題というのは未だに根強く残っており、事業を広く周知し、実施することで、ひとり親家庭の支援につなげていく必要がある。					
			評価に対する対応			母子父子自立支援員及び償還指導員により、相談指導を実施するとともに貸付事業を周知し、各ひとり親家庭に合わせた支援を行った。					

6 . 事業の全体計画及び財源											単位(千円)
順位	事業内訳	左 の 説 明	3 0 年 度	0 1 年 度	0 2 年 度	0 3 年 度	0 4 年 度	0 5 年 度	全体(最終)計画		
01	貸付金	各種資金の貸付を行う	90,159	65,639	159,694	159,694	159,694	159,694			
02	事務費	母子寡婦福祉資金に係る事務的経費	948	779	791	791	791	791			
03	国庫償還金	母子及び父子並びに寡婦福祉法 3 7 条に基づき、国庫借入金の償還を行う。	39,204	59,614	19,052	19,052	19,052	19,052			
04	一般会計繰出金	国庫借入金の償還に伴い、母子及び父子並びに寡婦福祉法 3 7 条に基づき、国庫償還金の 1 / 2 を一般会計に繰り入れる。	19,602	29,807	9,526	9,526	9,526	9,526			
財源内訳			左 の 説 明		149,913	155,839	189,063	189,063	189,063	189,063	
国庫補助金											
県 債											
そ の 他			償還金及び違約金		149,913	155,839	189,063	189,063	189,063	189,063	
一 般 財 源											

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	母子父子寡婦福祉資金における技能取得資金の活用率						指標の種類		
	指標式	技能取得資金を活用しての資格取得又は予定件数 / 技能取得資金の貸付件数 × 100						成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a	100	100	100	100	100			100	
	実績b	100	100							
	b / a	100%	100%	0%	0%	0%				
東北及び全国の状況 データなし										
データ等の出典 地域・家庭福祉課調べ										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月										
指標	指標名							指標の種類		
	指標式							成果指標 業績指標		
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	b / a									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 00月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているのかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
		B
		C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額 〕 / 〔 平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	B
	法律及び国が定める単価により運営しているため、コスト削減は馴染まない。	C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	母子父子寡婦貸付事業については、人口の減少に伴って貸付金の規模は縮小傾向にある。しかしながら、ひとり親家庭においては経済的な問題を抱えている場合が多く、事業を広く周知し実施することで、ひとり親家庭を支援していく必要がある。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

事業コード	05060109		政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略						
事業名	生活困窮者自立支援事業		施策コード	06	施策名	その他施策						
			指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業						
部局名	健康福祉部	課室名	地域・家庭福祉課		班名	保護班	(tel)	1314	担当課長名	藤原 亨	担当者名	菅原泰子

<b>評価対象事業の内容</b>												
1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 近年、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。こうした中、生活困窮者の自立を促進するには、生活保護に至る前の段階にある者を支援する、第2のセーフティネットの充実・強化を図る必要がある。				3. 事業目的(どういう状態にしたいのか) 生活保護に至る前の者及び生活保護を脱却した者に対して、生活困窮者自立支援事業の実施により、早急に包括的・継続的な支援を提供し、その自立の促進を図ることを目的とする。 (重点施策推進方針との関係)      重点事業      その他事業								
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 生活困窮者が潜在化している可能性があるため、適切な相談機関につながるよう更なるアウトリーチが必要である。				4. 目的達成のための方法 事業の実施主体      県 事業の対象者・団体      生活保護に至る前段の者等 達成のための手段 各福祉事務所に支援員を配置し、相談者のアセスメントを実施する。相談者から支援の申込があった場合は支援プランを作成し、自立に向けた伴走型の支援を実施する。また、離職により住宅を失うおそれのある者等で、所得等が一定の水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給し、安心して求職活動ができるように支援する。								
2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象      受益者      一般県民 (時期: R01年 06月) ニーズの変化の状況      a 増大した      b 変わらない      c 減少した ニーズの把握の方法 アンケート調査      各種委員会及び審議会      ヒアリング      インターネット その他の手法 (具体的に ) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 各福祉事務所を通じて、町村部において平成30年度に高齢者等から生活保護の申請相談以外で生活困窮に関する相談をどの程度受けたか、困り事の内容等について調査を実施した。				5. 昨年度の評価結果等      継続      改善      見直しまたは廃止 評価の内容      (一次評価結果)      厚生労働省の指標から、12町村で約400名の生活困窮者がいると推計されるため、引き続き関係機関との連携を強化し、アウトリーチを強化していく必要がある。 評価に対する対応      税金や公共料金滞納者の早期把握のため町村の関係機関と情報共有するとともに、県広報(新聞)への事業掲載など様々な媒体を活用して継続した事業周知を図った。また、各福祉事務所において、啓発資料の作成・配付による生活困窮者自立支援制度の周知及び民生委員等支援者を対象にした制度説明や支援事例を紹介する研修会を開催し、制度の利用促進を図った。								

6. 事業の全体計画及び財源										単位(千円)		
順位	事業内訳	左の説明	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画			
01	自立相談支援事業	各福祉事務所に支援員を配置し、生活困窮者の包括的な相談支援及びアセスメントを実施する。支援の申込みがあった場合は、支援プランを作成し伴走型の支援を実施する。	11,272	11,399	13,220	13,220	13,220	13,220				
02	住居確保給付金	離職等により住宅を失った者又は喪失のおそれのある者であって、所得等が一定の水準以下の者に対して、有期で給付金を支給し、安心して求職活動ができるよう支援する。			486	486	486	486				
財源内訳		左の説明	11,272	11,399	13,706	13,706	13,706	13,706				
国庫補助金		生活困窮者自立相談支援事業費等負担金・就労準備支援事業費等補助金	8,371	8,485	10,106	10,106	10,106	10,106				
県債												
その他		諸収入(労働保険料納付金)	19	12	30	30	30	30				
一般財源			2,882	2,902	3,570	3,570	3,570	3,570				

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	自立相談支援事業の新規相談受付件数							指標の種類	
	指標式	新規相談受付件数：12町村人口約10万人あたり4.25件/月（厚生労働省が設定する目安値）							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a	24	4.2	4.2						
	実績b	4.8	1.9							
	b/a	20%	45.2%	0%						
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典	平成31年3月28日付け、厚生労働省事務連絡								
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 04月 翌々年度 月									
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	b/a									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 00月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているのかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	国が設定する目標値（目安値）が平成31年度に見直されたものの、町村部での達成はやはり難しい状況にあるが、新規相談受付件数自体は増加している。	B
		C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額〕 / 〔平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	B
	町村への事業説明を行った結果、美郷町が相談窓口を設置し、一次的な相談等を実施している。町村の広報紙等により、住民への周知を図るなど、町村等と連携し、潜在化している生活困窮者の掘り起こしに努める。	C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	厚生労働省の指標から、12町村で約400名の生活困窮者がいると推計されるため、引き続き関係機関との連携を強化し、アウトリーチを強化していく必要がある。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

事業コード	05060128	政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略
事業名	福祉医療費等助成事業	施策コード	06	施策名	その他施策
		指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業
部局名	健康福祉部	課室名	長寿社会課国保・医療指導室	班名	国保・医療指導班
				(tel)	1351
				担当課長名	千葉 圭司
				担当者名	小河原 信秀

**評価対象事業の内容**

<p>1 - 1 . 事業実施当初の背景 ( 施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか )</p> <p>乳幼児 ( 未就学児 ) ・小中学生やひとり親家庭の児童、障害者の心身の健康の保持と生活の安定を図るため、これらを対象とした医療費助成制度の実施が必要である。また、制度実施の円滑化を図るために、医療機関における診療報酬請求事務の適正化に係る指導等の経費や、市町村の事務的経費等に対しても助成する必要がある。さらに、福祉医療費助成制度を実施することに伴い市町村が被る国保定率国庫負担等の減額分に対しても助成を行い、制度の安定・持続的な実施基盤を整備する必要がある。</p>	<p>3 . 事業目的 ( どういう状態にしたいのか )</p> <p>対象者の医療機関受診に係る経済的な負担を軽減することで、傷病に起因する生活上の問題が減少し、生活に安心感が生まれるとともに、健康の保持が図られる。また、医療機関の協力体制や、市町村の実施体制を整備・強化することによって、制度を安定的に維持できるようにする。</p> <p>( 重点施策推進方針との関係 )      重点事業      その他事業</p>
	<p>4 . 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体      市町村、県医師会、県歯科医師会</p> <p>事業の対象者・団体      乳幼児・小中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者、重度心身障害 ( 児 ) 者、各医療機関</p> <p>達成のための手段</p> <p>・対象者の医療費一部負担金相当額を助成する市町村に対して補助する。( 補助額 = 対象者の医療費一部負担金相当額 × 1 / 2 )      ・福祉医療制度の実施に要する市町村の事務費に対し補助する。( 補助額 = 所要経費 × 1 / 2 )      ・県医師会等が各医療機関に対して行う指導に関する経費を補助する。( 定額制 )      ・国保定率国庫負担等の減額分に対して補助する。( 補助額 = 当該減額分 × 1 / 2 )</p>
<p>1 - 2 . 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>人口減少により受給者総数は減少傾向にあるが、医療の高度化や国の公的医療保険制度の見直しによる一人当たりの医療費の増加に伴い、事業費は同程度で推移するものと思われる。</p>	
<p>2 . 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象      受益者      一般県民 ( 時期 : H27 年 06 月 )</p> <p>ニーズの変化の状況      a 増大した      b 変わらない      c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査      各種委員会及び審議会      ヒアリング      インターネット</p> <p>その他の手法 ( 具体的に 県政モニターへのアンケート・市町村・県医師会聴取 )</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>・子育て家庭では、子育てに係る経済的負担の軽減を求める声が多く、助成範囲を、療育手帳 ( B ) 所有者まで拡大してほしい。      ・市町村財政の負担軽減のため、事務費の援助を引き続きお願いしたい。      ・福祉医療制度に伴う各医療機関への指導等に関する経費に対して助成を継続してほしい</p>	<p>5 . 昨年度の評価結果等      継続      改善      見直しまたは休廃止</p> <p>評価の内容      ( 一次評価結果 )      対象者の健康保持と生活の安定に寄与しており、継続実施が必要である。</p> <p>評価に対する対応</p>

**6 . 事業の全体計画及び財源** 単位(千円)

順位	事業内記	左 の 説 明	3 0 年 度	0 1 年 度	0 2 年 度	0 3 年 度	0 4 年 度	0 5 年 度	全体(最終)計画
01	福祉医療費補助金	乳幼児、小・中学生、障害者等の医療費に係る被保険者負担額に対して助成する市町村への補助。	3,564,857	3,477,626	4,378,273	4,299,058	4,221,624	4,145,924	
02	福祉医療費支給事務費補助金	福祉医療費給付に係る審査支払手数料等の必要経費に対する市町村への補助。	56,710	53,702	63,632	63,632	63,632	63,632	
03	福祉医療基盤強化補助金	福祉医療費制度の実施に伴い市町村において生ずる定率国庫負担等の減額分に対する補助。	325,654	314,035	340,720	340,720	340,720	340,720	
04	保険医療機関指導費補助金	県医師会と県歯科医師会が傘下の医療機関に対して行う診療報酬請求事務の指導等に対する補助。	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	2,850	
財源内記			3,950,071	3,848,212	4,785,475	4,706,260	4,628,826	4,553,126	
国庫補助金									
県債									
その他									
一般財源			3,950,071	3,848,212	4,785,475	4,706,260	4,628,826	4,553,126	



7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a / b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a / b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由  
 本事業の目的が、対象者の医療費一部負担金に対して助成することによって経済的負担の軽減を図るとともに医療受診機会を安定的に提供することであるから、将来的な見直しについては示すことはできるが、目標値の設定には馴染まないものである。  
 見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)  
 受給者に医療受診機会を適切に提供するために有益に機能していると考え、その満足度は数値変換に馴染まないものである。

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性	a b c
	理由	本制度は県民に広く認知されており、対象者の健康保持と生活安定に寄与している。特に、子どもに対する医療費助成は、子育て環境を充実させるもので、少子化対策としても重要である。
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c
	理由	県内経済が停滞している経済状況の下で、医療費に対する経済的な支援へのニーズは従前と変わらず存在している。
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	a b c
観点	理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの
	理由	市町村間の財政能力の差により助成水準の格差が生じないように、市町村との役割分担のもと、一定水準までは県の責務として制度を実施していく必要がある。

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 対象者の健康保持と生活の安定を図ることを目的とした事業であるため、指標に基づく事業管理には馴染まない。本事業の実施により対象者の医療費一部負担金が無償化又は軽減されるため、上記目的の達成において有効性が認められる。	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 $\left[ \frac{\text{令和01年度の効果}}{\text{令和01年度の決算額}} \right] / \left[ \frac{\text{平成30年度の効果}}{\text{平成30年度の決算額}} \right] = \text{(指標)}$ $\left[ \frac{\text{令和01年度の決算額}}{\text{令和01年度の決算額}} \right] / \left[ \frac{\text{平成30年度の決算額}}{\text{平成30年度の決算額}} \right] = \text{(指標)}$ 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
効率性の観点	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 医療費の助成制度であるため、対象者の医療費自体をコントロールすることはできないが、市町村に対して指導を行い、適正な事務処理を進めることにより、コスト削減に努めている。	B C
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了 対象者の健康保持と生活の安定に寄与しており、継続実施が必要である。	

2次評価		評価結果
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	

(様式4) 継続事業中間評価調査 ( 令和02 年度実施事業) (事前評価 年 ) 評価確定日( 令和02 年 05 月 18 日 )

事業コード	05060134	政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略			
事業名	感染症患者入院治療費	施策コード	06	施策名	その他施策			
		指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業			
部局名	健康福祉部	課室名	保健・疾病対策課	班名	健康危機管理班			
				(tel) 1427	担当課長名	三浦 敦子	担当者名	鎌田理香子

評価対象事業の内容 事業年度 平成12年度 ~ 令和69年度

<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)                  新型インフルエンザ等の感染症が発生した際には、感染症患者に適切な入院治療を行い、感染拡大を防止する必要がある。</p>	<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)                  二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者への良質かつ適切な医療を提供することにより、感染の拡大防止を図る。                  (重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業</p>
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題                  新型インフルエンザ等の感染症患者に対し、速やかに適切な医療を提供する体制を整備する必要がある。</p>	<p>4. 目的達成のための方法                  事業の実施主体 県                  事業の対象者・団体 二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者、感染症指定医療機関                  達成のための手段                  ・感染症患者医療費負担：一類・二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者医療費の自己負担分の公費負担。                  ・感染症診査協議会の開催：患者の入院勧告措置について意見を聴く。(各保健所)                  ・感染症指定医療機関の運営費補助：感染症指定病床の維持管理費についての補助。</p>
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)                  ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期：H30年 11月)                  ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した                  ニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット                  その他の手法 (具体的に )                  ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容                  毎年二次医療圏ごと8地域で開催している新型インフルエンザ等対策地域連絡会議において、新型インフルエンザ等感染症患者の医療提供体制、病床確保の重要性が議論されている。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直または休廃止                  評価の内容 (一次評価結果) 新型インフルエンザ等患者の入院治療を行い、感染拡大防止を図る本事業は、県民の生命を守る上で必要性が高い。                  評価に対する対応 新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合には、地域の感染拡大防止及び迅速な入院措置の可否判断のため、感染症診査協議会を開催し、県民の生命確保につとめた。</p>

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	感染症患者医療費	一類、二類感染症患者及び新型インフルエンザ等感染症患者の医療費につき、患者自己負担分を公費で補助する。		126	126	126	126	126	126
02	感染症指定医療機関等運営費補助金	第二種感染症病床の維持管理費への補助	3,483	3,557	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
03	感染症診査協議会運営費等	感染症患者の入院勧告等について意見聴取する協議会の運営費等		65	65	65	65	65	65
財源内訳			3,483	3,748	3,791	3,791	3,791	3,791	3,791
国庫補助金			1,741	1,871	1,893	1,871	1,871	1,871	1,871
県債									
その他の									
一般財源			1,742	1,877	1,898	1,920	1,920	1,920	1,920

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	b/a									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a/b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標を設定することができない場合の効果の把握方法										
指標を設定することが出来ない理由										
感染症患者は、いつ、どの程度発生するかわからないため、事業実績等の指標は困難である。また、事業の性格上効果に関する指標は困難である。										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
新型インフルエンザ患者等の発生時において、必要な入院治療を行い、感染拡大を防止する。感染症病床の利用状況を確認する。										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 有事に備えたものであり、感染症発生時には医療体制の迅速な確保、平時には日常生活の安全確保のため必要である。	A B C
	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 $\left[ \frac{\text{令和01年度の効果}}{\text{令和01年度の決算額}} \right] / \left[ \frac{\text{平成30年度の効果}}{\text{平成30年度の決算額}} \right] = \text{(指標)}$ 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 平時においては、感染症病床の空床利用など、運営費補助金の縮減に取り組んでいる。	B C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	地域の感染症感染拡大に向け、良質なかつ適切な医療の提供となる本事業は県民の生命を守る上で最優先されるべきであり、必要性が高い。
2次評価		
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
観 点	課題に照らした妥当性 a b c 【理由】 予期できない感染症に備えてのものであったが、現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、何よりも優先的に必要な対応である。	A B C 政策評価委員会意見
	住民ニーズに照らした妥当性 a b c 【理由】 確かな終息が見えない状況の中での適切な医療体制の提供として、特に感染症病床の確保に向けた対応は重要である。	
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） a b c 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	【理由】 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、県が医療に要する費用を負担することになっている。	

(様式4) 継続事業中間評価調査 ( 令和2 年度実施事業) (事前評価 年 ) 評価確定日( 令和2 年 05 月 08 日 )

事業コード	05060136	政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略
事業名	難病等医療費助成事業	施策コード	06	施策名	その他施策
		指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業
部局名	健康福祉部	課室名	保健・疾病対策課	班名	疾病対策班
				(tel)	1424
				担当課長名	三浦 敦子
				担当者名	石岡 祐紀

評価対象事業の内容 事業年度 昭和48年度 ~ 令和69年度

1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 原因が不明であって、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療が極めて困難であり、かつ、医療費が高額である疾患については、医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る必要がある。	3. 事業目的(どういう状態にしたいのか) 特定医療費(指定難病)に係る新たな医療費助成の実施により、指定難病に関する医療を確立・普及するとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。  (重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業
--	---

1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 高齢化や医療技術の進展、対象疾病の拡大などにより、受給者数も多く、公費負担額は年々増加する傾向にある。	4. 目的達成のための方法 事業の実施主体 県 事業の対象者・団体 指定難病等患者 達成のための手段 医療費助成事業の実施により患者の負担軽減を図るとともに、その臨床データを厚生労働省の研究班が解析し、原因の究明、治療方法の確立を図る。
---	--

2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R02年 03月) ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した ニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の手法 (具体的に 特定医療費(指定難病)支給認定申請状況) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 受給者数が減少傾向であるが、R元年度は多少増加し、多くの患者が存在する。(指定難病等医療受給者証 H26年度末(8030人) H27年度末(8966人) H28年度末(8736人) H29年度末(7781人) H30年度末(7231人) R元年度末(7395人))	5. 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直しまたは廃止 評価の内容 (一次評価結果) 事業の対象とされる疾病は、発病の機序が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする指定難病であり、国の研究班における研究に資する臨床データを継続して提供すること及び長期にわたる療養を要し、継続的に高額の医療費を要するため、患者の経済的負担を軽減し、継続して事業を実施する必要がある。 評価に対する対応
--	--

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	特定医療費(指定難病)助成事業	特定医療費(指定難病)に係る新たな医療費助成の実施により、指定難病に関する医療を確立・普及するとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。	1,094,170	1,061,737	1,271,743	1,271,743	1,271,743	1,271,743	
02	特定疾患治療研究事業	特定疾患治療研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。	1,019	1,107	968	968	968	968	
03	在宅人工呼吸器使用患者支援事業	在宅人工呼吸器使用特定疾患患者に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、在宅における適切な医療の確保を図る。	6,999	7,045	6,706	6,706	6,706	6,706	
04	スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業	スモンに罹患している者にはり、きゅう及びマッサージを実施することにより、スモンに対するはり等に関する研究を行う。	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	
05	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業を推進することにより、患者の医療負担の軽減を図り、精神的、身体的不安を解消する。	4,084	5,422	3,233	3,233	3,233	3,233	
06	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性特定疾病に係る新たな医療費助成の制度を確立することにより、小児慢性特定疾病に関する医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。	92,002	123,000	83,360	83,360	83,360	83,360	
財源内訳		左の説明	1,199,334	1,199,371	1,367,070	1,367,070	1,367,070	1,367,070	
国庫補助金		難病医療費等国庫負担金、特定疾患治療研究費補助金ほか	633,804	587,389	671,368	671,368	671,368	671,368	
県債									
その他		労働保険料	28	21	23	23	23	23	
一般財源			565,502	611,961	695,679	695,679	695,679	695,679	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a / b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a / b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由  
 本制度の目的は「指定難病等に関する医療の確立・普及」及び「患者の医療費の負担軽減」であるが、前者は全国的にデータを集約し、厚生労働省研究班が解析するものであり、県独自に指標を設定することはできない。また、後者についても将来的な見直しは示せても目標値の設定には馴染まない。  
 見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)  
 指定難病等に関する医療水準の向上や医療受診機会を適切に提供するために有益に機能しているが、それらは数値換算には馴染まない。

1次評価										評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性	a b c								A B C
	理由	「事業目的」「指定難病等に関する医療の確立・普及」については、臨床データを厚生労働省へ提出、国の研究班における研究に活用されている。事業目的「患者の医療費の負担軽減については、受給者の医療費軽減が図られている。」								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c								
	理由	R元年度は指定難病等の医療費助成対象者数（受給者数）が増加し、多くの患者が存在する。 H26年度末（8030人） H27年度末（8966人） H28年度末（8736人） H29年度末（7781人） H30年度末（7231人） R元年度末（7395人）								
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	a b c 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの								
理由	難病の患者に対する医療等に関する法律において、実施主体は都道府県と規定されている									

1次評価										評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 指標に基づく事業管理にはなじまないが、指定難病に関する医療水準の向上や医療受診機会を適切に提供するために有益に機能している。									A B C
	効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額 〕 / 〔 平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】								
総合評価		2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 医療費の審査支払機関への委託及び職員の点検等により、医療費の過誤請求の是正に取り組んでいる。								
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了 事業の対象とされる疾病は、発病の機序が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾病であって、長期の療養を必要とする指定難病であり、国の研究班における研究に資する臨床データを継続して提供が必要であること及び長期にわたる療養を要し、継続的に高額な医療費を要するため、患者の経済的負担を軽減する必要があることから、継続して事業を実施していく。									

2次評価										
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C										
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了 (2次評価対象外)									
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)									
	政策評価委員会意見									

事業コード	05060138	政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略
事業名	難病相談・生活支援事業	施策コード	06	施策名	その他施策
		指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業
部局名	健康福祉部	課室名	保健・疾病対策課	班名	疾病対策班
				(tel)	1424
				担当課長名	三浦 敦子
				担当者名	加藤千晶

<b>評価対象事業の内容</b>		事業年度	平成20年度 ~ 令和9年度	
<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>難病患者等は年々増加しており、病気の受容・治療・日常生活・就労等に関する不安や悩みを抱えている。また、経過が長期化・慢性化することにより、介護等に著しく人手を要する等、家庭での介護・経済・精神面での負担が増大しているため、保健・医療・福祉等関係機関が十分に連携を図りながら支援するとともに、療養上の環境の整備を図る必要がある。</p>	<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>指定難病、小児慢性特定疾病等の患者やその家族が安心して在宅療養生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図るほか、日常生活用具の給付を確実に実施する。</p> <p>(重点施策推進方針との関係)      重点事業      その他事業</p>			
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>平成27年1月に制定された「難病の患者に対する医療等に関する法律」等により指定難病の対象は56疾患から306疾患に、小児慢性特定疾病は514疾患から704疾患に増大した。平成29年4月には指定難病は330疾患、小児慢性特定疾病は722疾患、平成30年4月には指定難病は331疾患、小児慢性特定疾病は756疾患、さらに令和元年度には指定難病は333疾患、小児慢性特定疾病は762疾患と拡大してきており、難病等の相談支援体制等を引き続き充実したものとしていく必要がある。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体      県</p> <p>事業の対象者・団体      指定難病、小児慢性特定疾病等の患者及びその家族</p> <p>達成のための手段</p> <p>1. 難病相談支援センター事業    2. 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業(市町村が実施する事業に対し助成)    3. 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業</p>			
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象      受益者      一般県民 (時期: R02 年 04 月)</p> <p>ニーズの変化の状況      a 増大した    b 変わらない    c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査    各種委員会及び審議会    ヒアリング    インターネット</p> <p>その他の手法      (具体的に 相談支援センター等での患者・家族からの相談や要望等)</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>難病相談支援センターへの相談件数は、平成29年度は約500件、平成30年度は約400件、令和元年度は約500件となっている。相談内容は、療養生活、仕事や学業、医療サービス、経済的なことといったものが多く、対象疾病の増加と共に相談内容も多岐にわたっており、また国で治療と仕事の両立支援に力を入れていくことになったことから、件数の増加や内容の多様化が見込まれる。</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等      継続      改善      見直しまたは休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 法定事業である難病相談支援事業については、対象疾患の増加に伴い、相談件数の増加や相談内容の多様化が見込まれる。また、小児慢性特定疾病児童等に対する相談支援・自立支援事業及び市町村に対する日常生活用具給付の助成についても、患者やその家族等の不安や負担の軽減を図っていく必要がある。このため、市町村、医療機関、患者団体、保健所等の関係機関と連携しながら体制について一層の充実を図り、事業を継続する。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>引き続ききめ細かな対応をするため、事業を継続した。</p>			

6. 事業の全体計画及び財源		単位(千円)							
順位	事業内訳	左の説明	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	難病相談支援センター事業	地域で療養する難病患者やその家族の悩みや不安等に対応するため、相談員による相談支援のほか、保健所が開催する協議会や医療相談会の支援を行う。	4,573	4,573	4,574	4,574	4,574	4,574	
02	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患児に対して日常生活用具を給付する市町村事業に対して助成を行う。	29		296	296	296	296	
03	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等とその家族に対し、自立支援員による相談支援を通じて、必要な情報の提供、関係機関との連絡調整等の便宜を供与する。			188	188	188	188	
財源内訳		左の説明	4,602	4,573	5,057	5,057	5,057	5,057	
国庫補助金	疾病予防対策事業費等補助金、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業補助金 ほか		2,312	2,287	2,632	2,632	2,632	2,632	
県債									
その他									
一般財源			2,290	2,286	2,425	2,425	2,425	2,425	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a / b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a / b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由  
 難病患者等及びその家族に対する相談支援、市町村が行っている日常生活用具給付事業への助成を行う事業であるため、指標を設定することはできない。

見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)  
 難病患者の療養や生活上の不安の軽減、療養環境の向上(難病相談支援センター実績報告、各保健所相談実績、日常生活用具給付実績)

1次評価										評価結果	
必要性の観点	課題に照らした妥当性 a b c										A
	理由 患者やその家族等の不安や負担を軽減するための事業であり、必要性は高い。										
	住民ニーズに照らした妥当性 a b c										
	理由 対象疾病がかなりの数にわたり、対象者の増加や相談内容の多様化が見込まれる。										
	B										
観	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) a b c										C
	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの										
	民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの										
点	理由 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に、難病等に関する相談支援事業は県が実施するものと明記されている。										

		1次評価			評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】				A
	相談支援事業は数値目標の設定は困難であるが、対話等によるコミュニケーションや患者同士の交流により、患者等の心理的負担を和らげ、また、医療・福祉・就労・保健所等の機関につなげる役割も持つ。一方、日常生活用具給付の助成を通じ、患者等の経済的負担を軽減し、合わせて患者の生活の質の維持・向上も図っていくことから、有効性がある。				B
	C				
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額〕 / 〔平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】				A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】				B
	外部委託事業と県が実施する事業の整理を行い、内容が類似している事業については一元化し、効率のかつ効果的な事業となるよう務めている。				C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	法定事業である難病相談支援事業については、対象疾患が多く、また、今後治療と仕事の両立支援に力を入れていくことから、相談件数の増加や相談内容の多様化が見込まれる。また、小児慢性特定疾病児童等に対する相談支援・自立支援事業及び市町村に対する日常生活用具給付の助成についても、患者やその家族等の不安や負担の軽減を図るほか、成人後の自立が円滑に進むよう支援を行う必要がある。このため、市町村、医療機関、患者団体、保健所等の関係機関と連携しながら体制について一層の充実を図り、事業を継続する。			

		2次評価		
		必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)		
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)			
	政策評価委員会意見			

事業コード	05060139	政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略			
事業名	臓器移植推進事業	施策コード	06	施策名	その他施策			
		指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業			
部局名	健康福祉部	課室名	保健・疾病対策課	班名	健康危機管理班			
				(tel) 1427	担当課長名	三浦 敦子	担当者名	笹嶋 聡

**評価対象事業の内容**

<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>国内で臓器移植を希望している方は、約1万4千人いる一方で、脳死下又は心停止下の移植手術は、年間480件(臓器提供126件)にとどまっている(R1実績)。このため、臓器提供者発生時に家族や医療機関等との連絡調整を行う「臓器移植コーディネーター」を設置するとともに、移植医療に関する正しい知識について医療関係者及び県民に普及啓発を図る本事業を推進し移植件数の増加につなげる必要がある。</p>	<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>臓器移植コーディネーターの調整により、円滑な移植を行うための体制を整備を図るとともに臓器提供者の増加を図るため、意思表示につながる普及啓発を推進する。</p> <p>(重点施策推進方針との関係)      重点事業      その他事業</p>
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>臓器移植について本人が意思表示を行っていなくても家族の同意により提供が可能となるなど、法整備は徐々に進んでいるが、移植希望者と比較し提供者が圧倒的に少ない状況が続いている。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体      県</p> <p>事業の対象者・団体      一般県民及び臓器移植を希望する患者</p> <p>達成のための手段</p> <p>・臓器移植コーディネーターの設置及び関係医療機関の連携調整 ((公財)あきた移植医療協会に委託)      ・臓器移植に関する普及啓発の推進</p>
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象      受益者      一般県民 (時期: R01年 12月)</p> <p>ニーズの変化の状況      a 増大した      b 変わらない      c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査      各種委員会及び審議会      ヒアリング      インターネット</p> <p>その他の手法 (具体的に )</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>県民の腎臓移植希望者数は、令和元年12月31日現在36人(他の臓器は非公表)。しかし、令和元年度中の県内腎臓移植件数は0件である。( (公社)日本臓器移植ネットワークホームページ)</p>	<p>5. 昨年度の評価結果等      継続      改善      見直または休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>(一次評価結果)      臓器移植コーディネーターは、臓器提供者が現れた際に関係者の調整を行うために県が設置することになっており、適切に業務は遂行されている。また、普及啓発活動は成果が見えにくい、今後も継続して推進していく必要がある。</p> <p>評価に対する対応</p> <p>なし</p>

**6. 事業の全体計画及び財源** 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	臓器移植コーディネーター設置事業費	臓器移植コーディネーターを設置し、臓器提供発生時の連絡調整業務を実施するとともに、臓器提供協力医療機関への院内コーディネーターの設置及びその普及を推進する。	5,760	6,021	6,097	6,097	6,097	6,097	
02	臓器移植普及啓発事業費	臓器移植普及啓発資材の配布及び臓器移植フォーラム「グリーンリボンキャンペーン」を開催し、臓器移植の普及啓発を図る。	142	127	133	133	133	133	
03	臓器不全対策費	慢性腎不全対策として「腎臓病を考える集い」を開催するなどの普及啓発を図る。	11						
<b>財源内訳</b>			<b>左の説明</b>						
	国庫補助金	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金	5,913	6,148	6,230	6,230	6,230	6,230	
	県債		5	0					
	その他								
	一般財源		5,908	6,148	6,230	6,230	6,230	6,230	



7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	b/a									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a/b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法  
 指標を設定することが出来ない理由  
 臓器提供意思登録者数は調査・公表されていないため、指標を設定することは困難である。

見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)  
 様々な機会を捉えて、臓器移植に関する意識調査等を行うことが想定される。

1次評価				評価結果	
必要性の観点	課題に照らした妥当性	a	b	c	A
	理由	臓器移植医療体制の整備及び啓発活動の推進を着実に進めている。			
	住民ニーズに照らした妥当性	a	b	c	
	理由	臓器移植を希望する県民は一定数いるほか、腎臓病患者は増加傾向にある。			
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担)	a	b	c	
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの				B
	厚生労働省通知で臓器移植コーディネーターの設置は都道府県業務とされているほか、啓発活動は自治体業務と「臓器の移植に関する法律」に明記されていることから、県が総合的に推進していく必要がある。				C

1次評価			評価結果
有効性の観点	事業の効果(事業目標は達成されているのかどうか) 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】 啓発活動を主とする本事業において達成率を数値化することは困難であるが、移植を推進するためには重要で有効性が高い。		A
			B
			C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額 〕 / 〔 平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 事業委託費を精査し、事業予算を削減しているが、削減が難しい人件費が占める割合が大きいことから、効果は限定的である。		B
			C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	臓器移植コーディネーターによる臓器医療提供体制の整備のほか、臓器移植対策の普及啓発活動については、成果が見えにくいものではあるが、本事業により救うことができる命があることは事実であり、今後も継続していく必要がある。	

2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	

事業コード	05060140	政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略
事業名	肝炎治療特別促進事業	施策コード	06	施策名	その他施策
		指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業
部局名	健康福祉部	課室名	保健・疾病対策課	班名	疾病対策班
				(tel) 1424	担当課長名 三浦 敦子
					担当者名 加藤千晶

**評価対象事業の内容**

1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)

国内最大の感染症であるB型肝炎ウイルス性肝炎及びC型肝炎ウイルス性肝炎は、抗ウイルス治療(インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療)が奏功すれば、その後の重篤な病態を防ぐことが可能である。しかし、治療に係る医療費が高額であるため、早期治療推進の妨げとなっている。肝炎治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんへの移行を予防する。また、肝炎ウイルス感染防止に係る啓発により、県民の健康の保持・増進を図るため当該事業が必要である。

インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療及びインターフェロンフリー治療に係る高額な医療費に対して助成することで患者の医療機関へのアクセスの改善を図り、ウイルス性肝炎患者等に対しフォローアップ及び検査費用の助成をすることにより、将来の肝硬変・肝がんへの移行を予防する。また、肝炎ウイルスの感染防止に係る啓発及び相談・支援体制の強化により県民の健康の保持・増進を図る。  
(重点施策推進方針との関係) 重点事業 その他事業

1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題  
平成21年度から全国的に一部患者の助成期間を従来の最長1年間(48週)から最長1年半(72週)に延長した。平成22年度から全国的に一部患者の2回目のインターフェロン治療を認め、核酸アナログ製剤治療を治療対象に拡大し、自己負担上限額を引き下げた。平成23年度からC型慢性肝炎の治療費の助成対象にテラプレビルを含む3剤併用療法が追加された。平成25年度には助成制度がさらに拡充され、シメプレビルを含む3剤併用療法が追加された。平成26年度にはインターフェロンフリー治療が追加された。平成30年度には肝がん・重度肝硬変患者への入院医療費の助成を開始した。

4. 目的達成のための方法  
事業の実施主体 県  
事業の対象者・団体 一般県民(医療費助成は条件に該当する治療又は検査を行う患者)  
達成のための手段  
上記対象者に対して、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療及びインターフェロンフリー治療に係る医療費を助成する。また、初回精密検査及び定期検査に係る医療費を助成する。

2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)  
ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: R02 年 01 月)  
ニーズの変化の状況 a 増大した b 変わらない c 減少した  
ニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット  
その他の手法 (具体的に 健康づくり審議会肝疾患対策部会)  
ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容  
令和元年度の医療費助成の申請件数は890件(平成30年度:927件)、検査費用助成の申請件数は86件(平成30年度:72件)であった。なお、県内各保健所や指定医療機関では、肝炎ウイルスの無料検査を実施している。また、肝疾患対策部会の患者委員からは、肝炎ウイルス検査の受検率の向上や制度の一層の啓発を要望されている。

5. 昨年度の評価結果等 継続 改善 見直しまたは休廃止  
評価の内容 (一次評価結果) 肝炎ウイルスの感染の有無は、血液検査を実施しなければわからない。また感染していても、重篤な状態になるまで自覚症状がでないことから、感染しながら自覚がない者がいると推測されている。検査や受診勧奨を続け、陽性者には医療費助成により早期受診、治療を啓発し、肝がんへの移行を予防する必要がある。  
評価に対する対応

6. 事業の全体計画及び財源 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	肝炎治療特別促進事業	肝炎のインターフェロン治療、核酸アナログ製剤及びインターフェロンフリー治療に係る費用等の助成	66,616	57,304	120,497	120,497	120,497	120,497	
02	ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業	無料肝炎ウイルス検査、肝炎ウイルス検査陽性者及びウイルス性肝炎患者等に対するのフォローアップ、検査費用の助成	578	2,967	6,430	6,430	6,430	6,430	
03	肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	肝がん・重度肝硬変患者に対する入院費用の一部助成		750	6,129	6,129	6,129	6,129	
財源内訳			67,194	61,021	133,056	133,056	133,056	133,056	
国庫補助金			33,782	30,815	67,101	67,101	67,101	67,101	
県債									
その他			5	5	5	5	5	5	
一般財源			33,407	30,201	65,950	65,950	65,950	65,950	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a / b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a / b									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

1次評価										評価結果
観 点	課題に照らした妥当性	a b c								A B C
	理由	C型肝炎ウイルスの罹患者は、通常生活している中で新たな罹患者が増える可能性が少ないことから減少傾向にあるものの、B型肝炎ウイルスは性感染症として増加傾向にあるほか、未だ自分の感染を把握していない者が存在すると推測され、引き続き事業を行う必要がある。								
	住民ニーズに照らした妥当性	a b c								
	理由	肝炎ウイルスに感染した場合、症状がないままに重症化することが多いことから、早期の受診と治療を行う必要がある。								
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）	a b c 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの								
理由	肝炎対策基本法に基づき、国、自治体を実施している事業である。									

1次評価			評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているのかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A B C	
	肝炎ウイルス陽性者等の検査及び肝炎ウイルスによる慢性肝炎等の治療が必要な方に、公費助成によって円滑に医療を提供するものであり、目標設定が困難である。		
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性（費用対効果の対前年度比） 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額 〕 / 〔 平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A	
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	B C	
	肝炎患者診療連携拠点病院を中心とした医療機関や患者会と連携を密にし、最小限のPRで大きな効果を発揮できるよう努めている。		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D廃止 E終了	肝炎ウイルスの感染の有無は、血液検査を実施しなければわからない。また、感染していても重篤な状態になるまで自覚症状がでないことから、感染しながら自覚がない者がいると推測されている。検査や受診の勧奨を続け、陽性者には医療費助成により早期受診、治療を啓発し、肝がんへの移行を予防する必要がある。	

2次評価		
必要性 - A - B - C	有効性 - A - B - C	効率性 - A - B - C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D廃止 E終了	(2次評価対象外)
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

事業コード	05060145	政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略
事業名	精神科救急医療体制整備事業	施策コード	06	施策名	その他施策
		指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業
部局名	健康福祉部	課室名	障害福祉課	班名	調整・障害福祉班
				(tel)	1331
				担当課長名	鷲谷 弘子
				担当者名	渡辺 智子

**評 価 対 象 事 業 の 内 容**

1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか) 一般救急だけでは十分な対応が困難だった精神障害者の夜間・休日等の緊急時の精神科医療を確保するため、精神科救急医療体制を整備し実施する必要があった。	3. 事業目的(どういう状態にしたいのか) 精神科救急医療体制を整備し、精神障害者の夜間・休日における緊急時の精神科医療を確保する。身体症状を有する場合においても、迅速に適切な医療に結びつけられる体制を整備する。 (重点施策推進方針との関係)      重点事業      その他事業
	4. 目的達成のための方法 事業の実施主体      秋田県 事業の対象者・団体      夜間・休日等における緊急な医療を必要とする精神障害者 達成のための手段 精神科救急医療圏を5圏域と設定し、地域拠点病院又は輪番病院を指定する。指定を受けた病院は救急患者の受け入れ体制を整備するとともに、入院患者用の空床を確保する。身体合併症を有する精神疾患患者の受入医療機関確保のための基準と対応を定め、関係機関が共通認識を持って対応する。精神科救急情報センターで空床情報の提供や受診先の調整を行い、迅速に受診できるような運営を図る。
1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題 平成12年6月から5つの精神科救急医療圏を設定し、地域拠点病院、輪番制当番病院、全県拠点病院により精神科救急医療体制を整備している。また、秋田県精神科救急情報センターを設置し、精神科救急に関する相談対応や、当番病院等の紹介を行っている。体制を整備しているものの、病院に勤務する精神科医(精神保健指定医)不足等により委託している医療機関の負担が増えている。	
2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの) ニーズを把握した対象      受益者      一般県民 ( 時期: R02 年 01 月 ) ニーズの変化の状況      a 増大した      b 変わらない      c 減少した ニーズの把握の方法 アンケート調査      各種委員会及び審議会      ヒアリング      インターネット その他の手法 ( 具体的に ) ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容 精神科病院や精神科医が不足している地域においては、実情に即した体制の整備と、全県的な精神科救急医療体制の整備が求められている。また、身体症状を有する精神疾患患者の救急搬送現場において、より迅速に適切な医療に結びつける体制づくりが求められている。	5. 昨年度の評価結果等      継続      改善      見直しまたは休廃止 評価の内容 (一次評価結果) 医療圏域を定めることで個別医療機関の負担を減らし、限られた医療資源を有効に活用する体制が整備され、関係機関の共通認識の元に迅速な医療受診に繋がっている。また、急性期に速やかに適切な医療が受けられる精神科救急医療体制を整備することで在宅の精神障害者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことが可能になり、退院が促進され地域移行に繋がるものであり、今後も事業を継続して体制維持を図ることが必要。 評価に対する対応 精神科救急医療体制連絡調整委員会等で各圏域や全県における課題等の検討及び改善を行い、精神科救急医療体制の維持を図っている。

**6. 事業の全体計画及び財源** 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	連絡調整委員会運営事業	県医師会、警察、消防等の代表からなる委員会において、精神科救急医療体制の問題点や課題等を検討する。	497	404	745	745	745	745	
02	精神科救急医療体制運営委託事業	精神科救急医療施設と委託契約を締結し、緊急受診者への対応ができる診療応需体制(入院が必要な患者の受入を含む)を確保する。	71,180	71,122	75,401	75,401	75,401	75,401	
03	精神科救急医療体制移送事業	精神保健指定医の診察の結果、医療保護入院又は応急入院が必要と判断された対象者を応急指定病院に移送する手段がない場合、県が移送を行う。			81	81	81	81	
04	精神科救急情報センター事業	精神障害者又は家族等からの相談対応や当番病院等との連絡調整機能を果たす精神科救急情報センターを整備し、緊急時における精神医療を確保する。	6,246	6,257	8,847	8,847	8,847	8,847	
財源内訳			77,923	77,782	85,074	85,074	85,074	85,074	
国庫補助金			41,387	39,078	42,493	42,493	42,493	42,493	
県債									
その他の			16	16	21	21	21	21	
一般財源			36,520	38,688	42,560	42,560	42,560	42,560	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	b/a									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										
指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	b/a									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法										
指標を設定することが出来ない理由										
緊急な医療を必要とする精神障害者を把握することは困難なため。										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										
医師、警察、消防、行政職員等の委員で構成される連絡調整委員会、各精神科救急医療圏で行われる連絡調整会議において、救急医療体制のあり方やニーズ、今後の方向性等について意見を聞く。										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	緊急に医療を必要とする精神障害者を事前に把握できないことから、指標を設定することは困難である。しかし、急性期に迅速に医療受診に繋がっていることから、有効性はある。	B C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額 〕 / 〔 平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】	B C
	単価の見直しや全県拠点病院の協力を得ることで委託事業の削減に努めている。	
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	医療圏域を定める事で個別医療機関の負担を減らし、限られた医療資源を有効に活用する体制が整備され、警察や救急隊等関係機関の共通認識の元に迅速な医療受診に繋がっている。また、急性期に速やかに必要な医療を受けられる体制を整備することにより、精神障害者の入院期間の短縮、早期退院が促進され、地域移行・地域定着に繋がるものであり、今後も事業を継続し精神科救急医療体制の維持を図る必要がある。
	2次評価	
総合評価	必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C	
	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)	
	政策評価委員会意見	
必要性の観点	課題に照らした妥当性 a b c	A B C
	理由 【理由】 多くの精神科病床を有する医療機関の協力を得ながら、各圏域において夜間・休日等の精神科救急医療体制は確保されている。また、精神科救急情報センターの設置により、緊急時の相談体制が整備されている。	
	住民ニーズに照らした妥当性 a b c	
	理由 【理由】 精神科救急医療体制連絡調整委員会(全県レベル)及び精神科救急医療圏(5圏域)における地域連絡調整会議、精神保健福祉審議会において、住民ニーズの把握に努めている。	
	県関与の妥当性(民間、市町村、国との役割分担) a b c 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
理由 【理由】 広域における精神科救急医療体制の整備が必要であり、県で行う必要がある。		

事業コード	05060157		政策コード	05	政策名	誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会戦略					
事業名	新興感染症対策事業		施策コード	06	施策名	その他施策					
			指標コード	01	施策目標(指標)名	その他施策関連事業					
部局名	健康福祉部	課室名	保健・疾病対策課		班名	健康危機管理班	(tel) 1427	担当課長名	三浦 敦子	担当者名	笹嶋 聡

**評価対象事業の内容**

<p>1-1. 事業実施当初の背景(施策目標達成のためになぜこの事業が必要であったのか)</p> <p>令和2年、中国武漢の流行を発端とした、新型コロナウイルス感染症(指定感染症)のパンデミックにより、日本国内でもこれまで感染者が1万人を超えた(5月1日現在)。今後のさらなる拡大に備えた対策の実施が強く求められている。また、平成21・22年度にパンデミック(世界的大流行)となった新型インフルエンザ(A/H1N1)、東アジア等での鳥インフルエンザ感染の報告、日本における家きん類や野鳥での高病原性鳥インフルエンザの発生等、新型インフルエンザ発生の危機についても、継続的に危惧される状況にある。</p>		<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>・新型コロナウイルス感染症、新型インフルエンザをはじめとする新興感染症の患者を早期に発見するとともに、健康被害を最小限にとどめること。 ・エボラ出血熱等一類感染症の拡大を最小限に防ぐ。</p> <p>(重点施策推進方針との関係)      重点事業      その他事業</p>	
<p>1-2. 外部環境の変化及び事業推進上の課題</p> <p>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、国の基本的対処方針を踏まえ、発生動向、疫学調査のみならず、外来・入院医療体制の整備まで幅広い施策を迅速に進めていく必要がある。 ・平成21・22年度発生した「インフルエンザ(H1N1)2009」対策を十分に検証し、新型インフルエンザ対策に反映させる必要がある。</p>		<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体      県</p> <p>事業の対象者・団体      県民</p> <p>達成のための手段</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る医療体制、検査体制整備のため、協議会、専門部会等を設置し、各種施策に活かす。新型インフルエンザについては、特別措置法に基づく県行動計画を策定するとともに、新型インフルエンザ地域保健連絡会議を開催し、地域の実情に応じた医療体制を構築する。エボラ出血熱等一類感染症の拡大を防ぐための体制を整備する。</p>	
<p>2. 住民ニーズの状況(事業継続中に把握したもの)</p> <p>ニーズを把握した対象      受益者      一般県民 (時期: H31 年 03 月)</p> <p>ニーズの変化の状況      a 増大した      b 変わらない      c 減少した</p> <p>ニーズの把握の方法</p> <p>アンケート調査      各種委員会及び審議会      ヒアリング      インターネット</p> <p>その他の手法 (具体的に)</p> <p>ニーズの具体的内容及び変化の状況の内容</p> <p>新型コロナウイルス感染症の国内流行により、新たに協議会・専門部会を設置し、医療ニーズ等について協議をしている。新型インフルエンザ対策についても、二次医療圏ごとの地域連絡会議において、対策を協議している。また、秋田大学医学部附属病院において感染症病棟運営運営委員会でエボラ出血熱等一類感染症対策を協議している。</p>		<p>5. 昨年度の評価結果等      継続      改善      見直しまたは休廃止</p> <p>評価の内容</p> <p>(一次評価結果) 新型インフルエンザをはじめとする新興感染症の発生に備え、県民の安全・安心を確保するため、健康被害を最小限にしようとする本事業の有益性は高い。</p> <p>評価に対する対応</p>	

**6. 事業の全体計画及び財源** 単位(千円)

順位	事業内訳	左の説明	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	全体(最終)計画
01	発生動向調査事業	新型インフルエンザ早期の発見のため、疑い患者の発生情報を収集するとともに、情報の解析・評価を実施する。		98	18	18	18	18	
02	対策推進事業	新型インフルエンザ対策について、専門家の意見を聴くとともに、各研修会を開催等により、正しい知識の普及啓発を図る。	693	1,949	1,967	1,967	1,967	1,967	
03	感染防御対策事業	新型インフルエンザ等新興感染症に対応するための備品等の整備及び、患者移送を担う保健所の体制整備	4,608	3,525	3,662	3,662	3,662	3,662	
04	一類感染症対策事業	平成29年4月に指定された秋田大学医学部附属病院の第一種感染症病床に関する運営費の補助を行う。	9,416	12,583	12,526	12,526	12,526	12,526	
05	抗インフルエンザウイルス薬備蓄事業	抗インフルエンザウイルス薬(タミフル・リレンザ等)の備蓄を行う。		331	72,169	72,169	72,169	72,169	
-	-	その他合計			288,527	280,112	280,112	280,112	
<b>財源内訳</b>			<b>左の説明</b>						
国庫補助金			14,717	18,486	378,869	370,454	370,454	370,454	
県債			13,183	14,075	15,216	15,216	15,216	15,216	
その他									
一般財源			1,534	4,411	363,653	355,238	355,238	355,238	

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	b/a									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									
指標	指標名									指標の種類
	指標式									成果指標 業績指標
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	b/a									
	東北及び全国の状況									
	データ等の出典									
	把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月									

指標を設定することができない場合の効果の把握方法									
指標を設定することが出来ない理由									
新型インフルエンザをはじめとする新興感染症の健康被害を最小限に抑えることを目的として行う事業であるが、どのくらい抑制できるかを把握できないため、指標を設定することは困難である。									
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)									
新型インフルエンザをはじめとする新興感染症患者の重症患者・死亡者数により把握する。									

1次評価										評価結果	
観 点	課題に照らした妥当性										A  B  C
	理由	新型インフルエンザをはじめとする新興感染症患者の発生に対し、早期に探知することによる感染拡大の防止、及び患者の診療体制の整備を行う本事業の目的に合致している。									
	住民ニーズに照らした妥当性										
	理由	新型コロナウイルス感染症の国内発生及び感染拡大懸念から住民のニーズは非常に増大している。									
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担）										
理由	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの										
理由	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」により、県の役割が明確化されている。										

1次評価			評価結果
有 効 性 の 観 点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可		A  B  C
	a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		
	ワクチンや備蓄医薬品を配備することによる患者発生の抑制、及び流行のピークを緩やかにし社会的混乱を防ぐ効果、及び医療設備を整備することによる円滑な医療体制を構築する効果等、新型インフルエンザ等新興感染症対策の実施における有効性は高い。		
効 率 性 の 観 点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可		A  B  C
	a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 $\left[ \frac{\text{令和01年度の効果}}{\text{令和01年度の決算額}} \right] / \left[ \frac{\text{平成30年度の効果}}{\text{平成30年度の決算額}} \right] = \text{(指標)}$ 【評価への適用不可又はcの場合の理由】		
	2 コスト縮減のための取組状況		
a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】		C	
健康被害を最小限に抑えるため必要な事業を行うことが優先されるため、一概にコスト削減を求めることはできないが、研修会の開催方法等の工夫によりコスト削減に取り組んでいる。			
A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了			
A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了		新興感染症の発生に備え、県民の安全・安心を確保するため、健康被害を最小限にしようとする本事業の有益性は高い。	

2次評価			
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C			
総 合 評 価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了		(2次評価対象外)
	評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
	政策評価委員会意見		





7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み										
指標	指標名	秋田県社会福祉協議会の実施事業数							指標の種類	
	指標式	秋田県社会福祉協議会の実施事業数							成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a	45	45	45						
	実績b	76	80							
	b / a	168.9%	177.8%	0%						
東北及び全国の状況 なし										
データ等の出典 秋田県社会福祉協議会決算書、事業報告書										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 05月 翌々年度 月										
指標	指標名								指標の種類	
	指標式								成果指標 業績指標	
	年度別の目標値（見込まれる効果） 低減目標指標 該当 非該当									
	指標	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	最終年度	
	目標a									
	実績b									
	a / b									
東北及び全国の状況										
データ等の出典										
把握する時期 当該年度中 月 翌年度 月 翌々年度 月										
指標を設定することができない場合の効果の把握方法 指標を設定することが出来ない理由										
見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)										

1次評価		評価結果
有効性の観点	事業の効果（事業目標は達成されているかどうか） 適用の可否 可 不可 a 達成率100%以上 b 達成率80%以上100%未満 c 達成率80%未満 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
		B
		C
効率性の観点	1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 可 不可 a 1.1~ b 0.9~1.1 c ~0.9 〔 令和01年度の効果 / 令和01年度の決算額 〕 / 〔 平成30年度の効果 / 平成30年度の決算額 〕 = (指標) 【評価への適用不可又はcの場合の理由】	A
		B
	2 コスト縮減のための取組状況 a 客観的で効果が高い b 取組んでいる c 取組んでいない 【コスト縮減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由】 秋田県社会福祉協議会において、その運営にあたり、経費削減等に取り組んでいる。	C
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	県の地域福祉施策の推進に当たって、県社会福祉協議会の役割は重要であり、必要性、有効性、効率性のいずれも高いことから継続して事業を実施する。
2次評価		
必要性 - A - B - C 有効性 - A - B - C 効率性 - A - B - C		
総合評価	A継続 B改善して継続 C見直し D休廃止 E終了	(2次評価対象外)
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		
政策評価委員会意見		

1次評価		評価結果
必要性の観点	課題に照らした妥当性 a b c 【理由】 少子高齢化の進行に対応し、地域共生社会実現のための地域福祉推進の各種事業を実施している。	A
	住民ニーズに照らした妥当性 a b c 【理由】 県社会福祉協議会の理事会等において、地域福祉を総合的に推進していくために、引き続き県の支援が必要であることが認知されている。	
	県関与の妥当性（民間、市町村、国との役割分担） a b c 法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する必要性が認められるもの	
	【理由】 県社会福祉協議会は、県にとって地域福祉施策を推進するための重要なパートナーであるが、財政基盤が脆弱であるため、県の助成が必要不可欠である。	